

19大安衛委-8  
2019年11月20日

統括安全衛生責任者  
元方安全衛生管理者 殿  
安全責任者  
衛生責任者

大阪本店安全衛生管理委員会

### 12月度「年末無事故・無災害強化月間」について

今年度の大阪本店の災害発生状況は11月20日時点で70件と、期間管理値を5件上回り、7月から続く災害の頻発傾向に歯止めがかかっておらず、本年度目標管理値である75件に迫ってきています。12月は無事故・無災害を目指して年度目標を達成したいところです。

これから年末に向けて工事の追い込み、気候の急変等による不測のリスクが危惧されますが、どのような状況であれ、“安全が全ての仕事に優先する”ことに変わりはありません。焦らず慌てず、適度な緊張感と心にゆとりを持つことで注意力は維持・發揮されます。

については、下記の重点実施事項（特に墜落災害防止対策の徹底）を確実に実施し、年末に向け更なる労働災害防止活動を徹底することで、死亡災害はもとより、墜落・転落災害ほか全ての災害の防止に努めてください。

#### 記

##### 1. 月間目標

「年末無事故・無災害強化月間」

##### 2. スローガン

皆で取組む危険予知 あわてず 無理せず 安全作業

##### 3. 重点実施事項

- (1) 2019年10月30日付(19西日本安-33)災害発生抑止に向けた「三位一体(作業所・事業主・内勤)年末無災害及び「3・3・3運動」強化キャラバン」の実施
- (2) リスクアセスメントKY活動の徹底
- (3) 墜落災害防止対策の徹底
  - ① 毎週月曜日は墜落災害防止に着目し、墜落防止強化運動の『安全衛生チェックリスト(作業所用)』(別紙)を用いて実施し、記録を保管する。(安全環境部巡回時に確認)
  - ② 高所等墜落の危険性のある場所では安全帯が使用できる施設を必ず設置し、取り外すことが無い作業手順を立案するとともに、高所作業における安全帯完全使用を徹底する。  
(2016年6月1日付通牒(西日本安牒16-6)『安全帯完全使用のための「ペナルティ制度」運用の見直しについて』参照)

- ③ ダブルフック安全帶着装義務工種及び指定職種の作業員はダブルフック安全帯を必ず着装活用する。(2011年3月15日付通牒(西日本安牒11-2)「ダブルフック安全帶着用推進について」参照)
- ④ 「何が何でも、二重安全帯100%使用!!」を徹底する。(2014年7月23日付連絡文書(14西日本安-23)「墜落・転落災害防止の徹底について」参照)
- ⑤ 「二重安全帶試行ゲート」を設置し安全帶使用訓練を実践する。(2015年3月11日付連絡文書(15西日本安-7)「『二重安全帶試行ゲート』の設置および安全帶使用訓練の実施について」参照)
- ⑥ 資機材揚重時での「3・3・3運動」を徹底する (2019年7月19日付連絡文書(19西日本安-27)「3・3・3運動」適用基準変更について」参照)
- ⑦ 2017年7月31日付通牒「安全帶フックを手摺等に掛けてはいけない仮設材の周知及び仮設計画の徹底について」の周知
- ⑧ フルハーネス安全帶着用を励行する。(2017年6月7日付通牒「フルハーネス型安全帶着用の新ルール運用について」参照)

#### (4) 予定外作業のリスクアセスメントの徹底

予定外作業が発生した場合は、一旦作業を中断してリスクアセスメントを行い、安全な作業手順を全員に周知したことを確認した上で作業を再開する。(1999年4月12日付 大労牒99-3「非定常作業の安全管理について」参照)

#### (5) 落下物防止対策の徹底

- ① 落下物防止のための「感性を高める活動」を積極的に展開する。  
(2010年10月19日付通牒(西日本安牒10-7)『落下物防止のための「感性を高める活動」について』参照)
- ② 確実な揚重作業の徹底 (2017年1月31日通牒「荷姿に合致した揚重方法(標準版)」及び「3・3・3運動」による揚重作業の徹底について) 参照
- ③ 落下物防止のための「半掛け」禁止と「3・3・3運動」を徹底する (2019年6月12日付通牒(西日本安牒19-6)「ベルトスリング・玉掛け用ワイヤーロープの吊り荷への半掛け禁止及び「3・3・3運動」の強化について」参照)

#### (6) 危険有害災害防止対策の徹底

- ① 危険作業事前打合せ会において、作業手順及び危険有害要因、安全対策を明確にし、OHSMS作業手順書を作成の上、工事関係者全員に周知徹底させる。
- ② 危険作業事前打合せ手順と違う作業(非定常作業)が発生した際は、一旦作業を中断させ再度打合せを行い、変更した手順の具体的な内容を再確認後、関係者に周知徹底し、作業を再開する。
- ③ 協力会社はRAKYミーティングでOHSMS作業手順書等をもとに作業手順の確認と実施を徹底する。
- ④ 当社担当者は危険有害要因に対する安全対策(リスク低減対策)を関係者全員に周知させ実施状況をモニタリング(フォロー巡回)にて確認する。

#### (7) 重機災害防止対策の徹底

- ① 杭打ち機、揚重機の転倒防止対策を徹底する。(足元の状態、吊荷重、作業半径、玉掛け等)(西日本技牒16-6「杭打ち機及び相伴クレーンの転倒防止対策の再徹底

について」参照)

- ② 重機周囲の立入禁止措置、監視人配置及び合図方法を徹底し、実施状況を確認する。

(8) 繁忙期の災害防止対策の徹底

- ① 諸口工事を含めて事前計画の充実を図り、指示と確認を徹底する。
- ② 火気作業においては火元責任者を選任し、作業中の監視と作業終了後の一定時間後に消火確認を確実に行い、火災予防を図る。
- ③ 電気工事における活線近接作業を禁止する。

(9) 長尺脚立・可搬式作業台（立馬）の使用基準を遵守する

- ① 大統牒 08-6 「長尺脚立の使用基準の強化及び緊急点検の実施について」 参照
- ② 西日本安牒 15-2 「可搬式作業台（立馬）の使用基準について」 参照

(10) 安全意識の向上

- ① 月間ポスター、懸垂幕、建災防ポスターを掲示する。
- ② 2019年12月1日から2020年1月15日までを中央労働災害防止協会主唱、厚生労働省後援により「令和元年度 年末年始無災害運動」と定め、この期間中、「令和最初の年末年始 安全健康 心に誓う」とのスローガンのもと労働災害防止活動が展開されるため、建設業労働災害防止協会発行の「令和元年度 年末年始無災害運動実施要領」を活用し、関係者に周知徹底する。
- ③ 「災害撲滅のための徹底・強化施策」を確実に実施し、災害防止・安全意識の向上を図る。(2014年10月1日付連絡文書(14西日本安-27)「ヒューマンエラー防止のための「指差呼称」の現地実践について」、2014年10月1日付連絡文書(14西日本安-28)「災害撲滅のための徹底・強化施策について」 参照)

以 上

西日本品牒 19-6  
2019年10月18日

支 店 長 殿  
部 門 長

品 質 部  
品質管理委員会

### 11月、12月度「品質エビデンス作成・保管確認強化月間」について

2018年12月20日付通牒（西日本品牒18-8）『2019年度「品質管理月間目標」及び「スローガン」の設定について』に基づき、下記のとおり「品質管理月間目標」、「スローガン」及び「重点実施事項」を設定し、品質管理の徹底を図ります。

11月・12月は「品質エビデンス作成・保管確認強化月間」としますので、下記事項を確実に実施し、品質の確保に努めてください。

#### 記

##### 1. 「品質管理月間目標」及び「スローガン」

月	月 間 目 標	ス ロ ー ガ ン
11・12	品質エビデンス作成・保管確認強化月間	未来へ残す作品の成績書「品質エビデンス」！

##### 2. 重点実施事項

(1) 品質エビデンスは竣工後建物が存在する限り、お客様への品質保証の証となる。作業所及び関連内勤部門は、次の下記内容を確認する。

- ① 工事監理者に承認、確認印を得ているか。
- ② 施工計画書で指示した品質管理項目が記載されているか。
- ③ 品質管理項目で、管理値からはずれた場合の措置内容の記録が残されているか。
- ④ 協力会社の検査表等にデータ流用、改ざんがないか。

(2) 作業所は、「(生技標4) 施工記録業務マニュアル」の内容を所内で周知徹底するとともに、定められた品質エビデンス（品質記録）が整備・保管されているか確認する。

(3) 作業所は、漏水問題撲滅に関して、作業所長方針書の展開にあわせて重点的に管理を行い、作業所長方針実施状況報告書等により状況を品質エビデンス（品質記録）として記録し、「漏水問題撲滅ファイル」へ綴じ込むとともに、竣工時に技術部に提出する。

技術部は、上記報告書等が提出されていることを確認の上、他の品質エビデンス（品質記録）とともに工事情報アーカイブスへ登録する。

(参考) 2016年2月12日付通牒（西日本品牒16-1）「漏水撲滅対策の実施状況フォロー及び漏水撲滅活動ファイルの活用について」

(4) 設計部及び作業所は、建物取扱いに関してお客様に説明し打合議事録に残し、引渡時に

2019

11,12月

## 品質エビデンス作成・保管確認強化月間

### 未来へ残す作品の成績書 「品質エビデンス」!

初冬の那島神宮(©katayoshi-imagawa クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(表示4.0国際)を改変して作成)

2019

11月 12月

#### スローガン

未来に残す作品の成績書  
「品質エビデンス」!

#### 品質エビデンス作成・保管確認強化月間

作:都あきこ

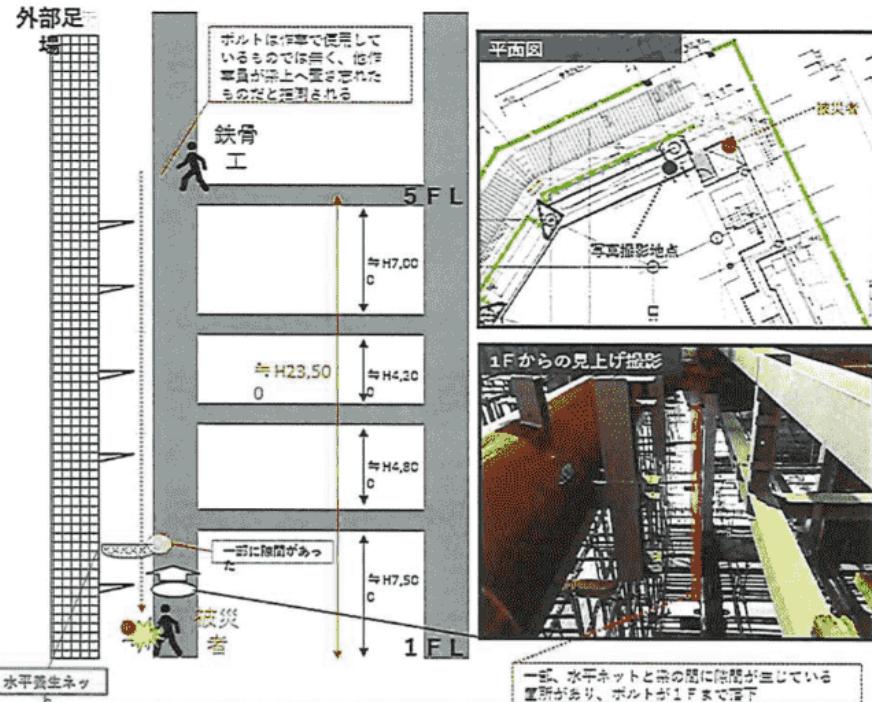
Official FB <http://www.facebook.com/Miyako.Akiko.OP>



## 災害事例・再発防止情報

タイトル	5階梁上のボルトが落下し1階作業員の右手に当たり打撃		
災害発生日	2019年10月11日(金) 14時50分 天候(晴)		
災害属性	被災程度	不休	災害種別 業務(通常)
	被災者属性	労働者	
被災者	職種	型わく工	年齢 51歳
	経験年数	29年	就労日数 65日
災害情報	型別	飛来、落下	起因別 金属材料
	被災工程	ぐ体工事	被災作業 型枠組立・解体
	死傷病部位	手指一肩	
工事情報	工事種別	新築	受注形態 当社元請
	工事区分	請負工事	施工区分 単独
	建物種別	一般事務所 / 専門店街	
	構造	S	階数 B2 F20 P2
1次協力会社	被災者系列	1次会社	竹和会 会員
	安衛協	加入	互助事業 加入
発生状況	いつどこで	午後・14時50分頃・1階ハト小屋付近で	
	誰が誰と	被災者が相手者1名と	
	何をしていた時	型枠建込作業を行っていたとき	
	どうなったか	5階梁上のボルトが落下し、被災者の右手に当たった	

災害発生状況図



5階梁上のボルトが約23.5m落下し、型枠建て込み中の被災者右手に当たった

1	梁上にボルトを置き忘れていた。
2	外部足場と建物の間に隙間があった。
3	

再発防止策	1	仮置きした資材や工具類は、その場を離れる際には必ず引き上げ片付ける。
	2	隙間が極力生じないように水平ネットを設置し、点検整備する。
	3	

## 災害事例・再発防止情報

タイトル	可搬式作業台から約1.8m転落し、右肘を骨折			
------	------------------------	--	--	--

災害発生日 2019年9月10日(火) 11時20分 天候(晴)

災害属性	被災程度	休業4日以上	災害種別	業務(通常)
	被災者属性	一人親方		

被災者	職種	塗装工	年齢	50歳
	経験年数	29年	就労日数	250日

災害情報	型別	墜落、転落	起因別	立脚足場、可搬式作業台・立馬
	被災工程	仕上工事	被災作業	その他作業
	死傷病部位	手指一肩		

工事情報	工事種別	新築	受注形態	当社元請
	工事区分	請負工事	施工区分	J V
	建物種別	その他		

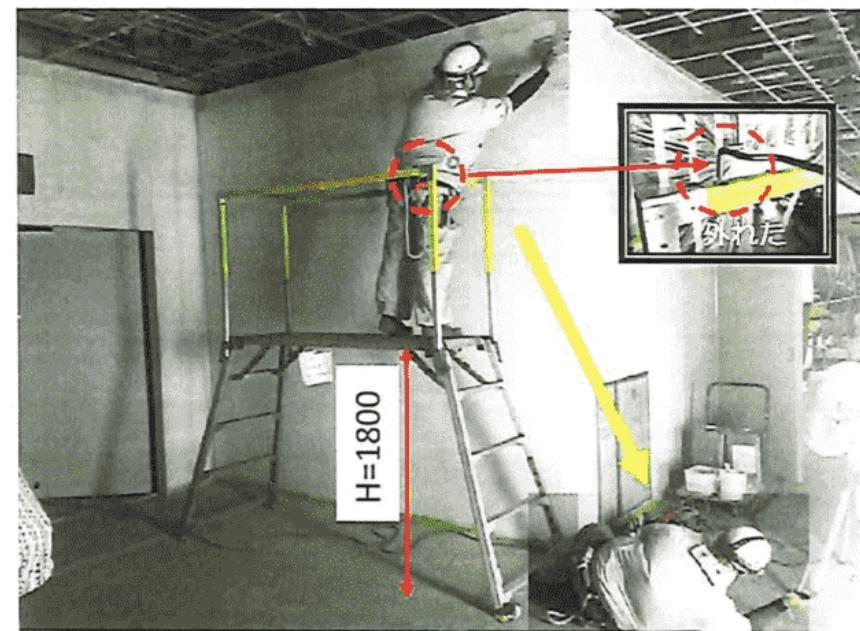
構造	RC / S	階数	B0 F5 P0
----	--------	----	----------

1次協力会社	被災者系列	3次会社	竹和会	会員
	安衛協	加入	互助事業	加入

発生状況	いつどこで	午前・11時20分頃・場内で
	誰が誰と	被災者が
	何をしていた時	壁塗装下地パテ塗作業中
	どうなったか	可搬式作業台端部から上方に手を伸ばした時に転落し腕を負傷

発生要因	1 端部の感知バーに体重を多少掛けながら作業すると遠くまで手が届き作業範囲が広がるため、感知バーに寄りかかったり体重を預けたりすることは禁止されているとは認識していたが日常的に実施していた。
	2 端部の感知バーは設置しやすい半面外れやすく、上方に体を伸ばした際に外れてしまうという認識が無かった。
	3

災害発生状況図



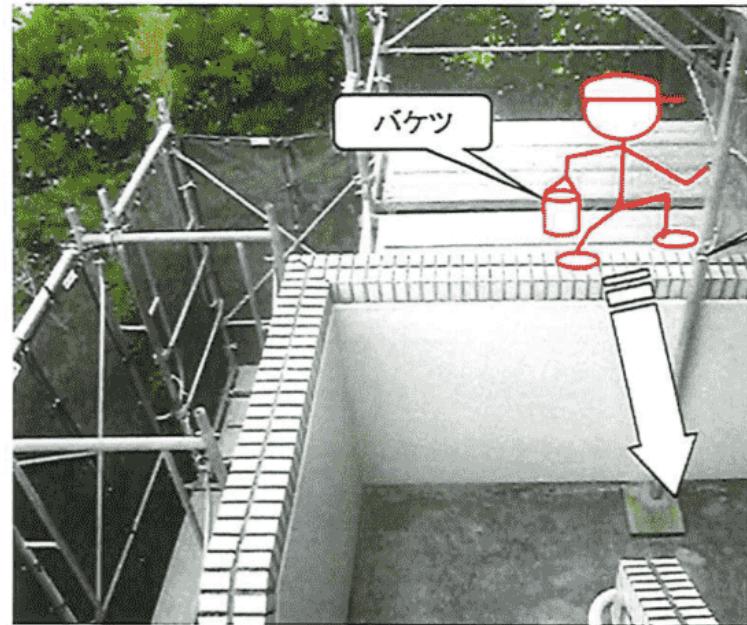
身を乗り出した時、感知バーが押上げられ、外れ約1.8m墜落

再発防止策	1 立ち馬を使用する作業がある場合は、R A K Yシートで「感知バーに体重を掛けて作業を行い、バーが外れて転落する」とリスクを特定し、リスクの対策として「立ち馬作業では作業場所に適した位置にこまめに動かして作業を行う」と記載して周知徹底する
	2 端部補助手摺に「体重を掛けると外れます」と表示を行う
	3

## 災害事例・再発防止情報

タイトル	外部足場から近道行動で外部階段に降りる際、指負傷		
災害発生日	2019年10月31日(木) 14時50分 天候(晴)		
災害属性	被災程度	不休	災害種別
	被災者属性	一人親方	業務(通常)
被災者	職種	タイル工	年齢
	経験年数	3年	就労日数
災害情報	型別	切れ、こすれ	起因別
	被災工程	その他工事(改修・改造)	被災作業
	死傷部位	手指一肩	
工事情報	工事種別	改修	受注形態
	工事区分	諸口工事	施工区分
	建物種別	社会福祉施設	
1次協力会社	構造	SRC	階数
	被災者系列	3次会社	竹和会
	安衛協	加入	会員
発生状況	いつどこで	午後・14時50分頃・外部足場から	
	誰が誰と	被災者が	
	何をしていた時	隣接する低層棟外部階段に飛び降りたところ	
	どうなったか	足場の単管のクランプに左手人差し指を引っ掛けたところ	

災害発生状況図



外部足場から階段踊り場に飛び降りたとき  
掴まつた単管のクランプで左人差し指を挫創

発生要因	1	周知されている正規のルートの昇降設備を使用しなかった。	再発防止策	1	今回の事故に係る協力会社の職長及び全作業員、他職の職長を全員集め正しい移動ルートを再確認・周知した。
	2	本来の正規のルートではないため、昇降設備は未設置であった。		2	作業員が通行しやすい位置に昇降設備を増設した。
	3			3	

# 運転中の「ながらスマホ」が厳罰化！

違反点数が3倍、反則金も高額に！

一発免停も！



近年、運転中の「ながらスマホ」による交通事故が増加しています。

「ちらっと画面を見るくらいなら大丈夫」と思うかもしれません、その一瞬の油断が悲惨な交通事故を招いています。こうした中、道路交通法が改正され、令和元年12月1日から、運転中の「ながらスマホ」に対する罰則が厳しくなります。

運転中にスマートフォン等を使用しなければならないときは、必ず安全な場所に停車してからにしましょう

## 1. 運転中の「ながらスマホ」に対する罰則はどう変わるの？

違反点数はこれまでの3倍、反則金はより高額に。事故を起こした場合は免許停止処分に。

運転中にスマートフォン（スマホ）や携帯電話で通話をしたり、画面を見たり、操作する、「ながらスマホ」。「スマホを見たり操作したりするといつても、ほんの一瞬なら大丈夫」と考えているなら、それは大きな間違いです。わずかな時間でも、スマホに気を取られ、前方の安全確認がおろそかになって、悲惨な交通事故につながる危険があります。

携帯電話やカーナビを使い「ながら」の運転は、道路交通法違反！



携帯電話を持って通話する  
(通話)



携帯電話の画面を注視する  
(画像注視)



カーナビの画面を注視する  
(画像注視)

令和元年6月に改正道路交通法が公布され、同年12月1日から、

運転中の「ながらスマホ」などに対する罰則が、以下のように強化されました。

### ■携帯電話を保持して通話したり画像注視したりした場合（保持）

罰則は、新たに「6月以下の懲役」が設けられ、罰金は「5万円以下」から「10万円以下」に引き上げ  
反則金が普通車ならこれまでの3倍に（6,000円→18,000円）

違反点数がこれまでの3倍に引き上げ（1点→3点）

### ■携帯電話の使用により事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合（交通の危険）

罰則は、「3月以下の懲役又は5万円以下の罰金」から「1年以下の懲役又は30万円以下の罰金」に引き上げ  
非反則行為となり、刑事罰（懲役刑または罰金刑）の対象に  
違反点数が「6点」となり、免許停止処分の対象に

- ・通話でも路肩に車両を完全に停止させていれば、それが車内であっても違反にはならないです。  
少しでもクルマが動いている状態であれば、明確な違反になり、危険な行為です。

## 【新旧の比較表】

対象	改正前	改正後
携帯電話の使用等 (保持)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●罰則 5万円以下の罰金</li> <li>●反則金 普通車の場合 6,000円</li> <li>●点数 1点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●罰則 6月以下の懲役又は 10万円以下の罰金</li> <li>●反則金 普通車の場合 18,000円</li> <li>●点数 3点</li> </ul>
携帯電話の使用等 (交通の危険)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●罰則 3月以下の懲役又は 5万円以下の罰金</li> <li>●反則金 普通車の場合 9,000円</li> <li>●点数 2点</li> </ul> <p>することによって交通の危険を生じ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●罰則 1年以下の懲役又は 30万円以下の罰金</li> <li>●反則金 適用なし 非反則行為となり罰則が適用</li> <li>●点数 6点</li> </ul>

## 2. カーナビ等の画像注視による事故が最多

カーナビ等の注視	カーナビゲーション装置、カーテレビ等の画像表示用装置（携帯電話等の画像表示部は含まない。）に表示された画像を見続けたとき。
画像目的使用	携帯電話等の画像表示部位を注視すること及び同目的でボタン操作をすることなどをいう。
通話目的使用	携帯電話等の音声による情報伝達を目的として当該装置を用いることをいう（ハンズフリーを除く。）。

「画面を注視」	<p>スマホ又は、車に搭載したナビ・テレビの画面に目線と意識が向かっている場合は違反なります。</p> <p>具体的に何秒という明確な基準はありません。</p> <p>「ちらっと見る」だけですぐに運転に意識を戻し集中できる程度であれば「注視」にはならないようです。</p>
---------	--